

当村からの職員派遣の要請に応じて、新潟市様、新発田市様、阿賀野市様及び聖籠町様から職員派遣の応諾をいただきました

当村の厳しい職員体制の状況を踏まえ、当村では、県市長会及び県町村会を通じて、地方自治法第252条の17第1項に基づく県内市町村へ一般事務職員の派遣要請を行っていましたが、下記のとおり、県内4市町から職員派遣の応諾をいただきました。

これにより、令和5年度は一定数の職員を確保できる見込みとなりました。

記

1 派遣期間

- ・新潟市 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- ・新発田市 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- ・阿賀野市 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- ・聖籠町 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 村での配属先

総務課（税務係）、産業振興課（土木建設係）、保健福祉課（国民健康保険係）
保健福祉課長

	R4. 4. 1	R4. 12. 1	R5. 4. 1（予定）
一般事務職員数 ア	14	10	18
村採用職員	14	9	13
県派遣職員	0	1	1
市町村派遣職員	0	0	4
専門職員数 イ	6	5	6
合計（ア＋イ）	20	15	24

本件についての問い合わせ先
粟島浦村総務課 課長 石塚
（電話）0254-55-2111